

刈谷市戸籍・戸籍附票業務
システム標準化対応業務委託
仕様書

第1章 事業の概要

1 事業の目的

本仕様書は刈谷市の戸籍・戸籍附票業務システム標準化対応において、より利便性が高く、長期に渡り継続使用が可能な信頼できるシステムの導入により、システムの安定稼働、戸籍業務の正確性及び安定性の担保並びに住民サービスの維持向上を図ることを目的とする。

2 事業期間

構築期間：契約締結日から令和9年7月19日まで

刈谷市戸籍情報システム及び戸籍附票システム並びにこれらに関連するシステム（以下「本システム」という。）を運用可能な状態で提供すること。

本システムの構築及び導入に係る構築期間に際しては、テストや事前研修、稼働後の支援について十分な時間的配慮を行うこと。

なお、本システムの運用期間は5年程度とする。

3 基本情報

（1）戸籍データ（令和7年10月31日現在）

項目	件数	枚数	データ形式
現在戸籍	52,136	—	コードデータ
現在附票	52,136	—	コードデータ
除籍（電算化以降）	24,210	—	コードデータ
除籍・改製原戸籍	74,634	—	イメージデータ

（2）事件表（令和7年3月31日現在）

本籍人口数	132,754件
年間事件数	6,980件
新戸籍編製数／年	1,220件
戸籍全部消除数／年	1,026件

4 現行のシステム環境

システム名	開発・保守会社名	パッケージ名
戸籍情報システム	富士通 Japan 株式会社	MICJET 戸籍
住民記録システム	富士通 Japan 株式会社	MICJET MISALIO 住民記録
住民基本台帳ネットワークシステム	富士通 Japan 株式会社	J-LIS システム
コンビニ交付システム	富士通 Japan 株式会社	MICJET コンビニ交付クラウド

第2章 システム構築

1 本システムソフトウェアの構成

(1) システム化の範囲

- ア 現在戸籍・附票システム
- イ 平成改製原戸籍システム
- ウ 除籍・改製原戸籍システム
- エ 戸籍関連業務システム（人口動態、戸籍訂正、在外選挙人管理機能等）
- オ 全国住所辞書
- カ 文字検索システム
- キ 戸籍副本データ管理システム
- ク 民刑事務管理システム
- ケ 戸籍附票システム改修適応版ソフト

(2) 本システムに関する基本要件

- ア 提案するシステムは、「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準（平成6年1月16日付法務省民二第7002号通達）」を満たし、法務省の認容を受けていること。
- イ 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年1月24日閣議決定）」に基づき、次の標準仕様書に準拠したパッケージシ

システムを導入すること。また、稼働日までの機能実装が困難な場合においても稼働年度中の機能実装を想定し、当該仕様書に対応するための改修費用をシステム導入費に含むこと。

システムの名称	標準仕様書
戸籍情報システム	戸籍情報システム標準仕様書（第4.0版）
戸籍附票システム	戸籍附票システム標準仕様書（第3.1版）
人口動態調査事務システム	人口動態調査事務システム標準仕様書（第2.0版）
火葬等許可事務システム	火葬等許可事務システム標準仕様書（第2.0版）

- ウ 品質、安定性、可用性等の観点から刈谷市独自の機能開発（カスタマイズ）を要しない標準パッケージシステムとすること。
- エ 刈谷市同規模以上の自治体で既に導入実績があるバージョンのパッケージシステムとすること。
- オ セキュリティに関し、リスク対策を行ったシステムを提供すること。
- カ OSやデータベースソフト等のソフトウェア（ライセンス等）は、汎用性の高いもの（最新版）を使用すること。
- キ 本システムは、端末側にプログラム及びデータが残らないシステム構成（Web方式等）であること。
- ク 本システム稼働時間は、年末年始を含む午前8時から午後9時までを確保すること。
- ケ 提供するサービスに係る非機能要件は、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】」を満たすものであること。同非機能要件を満たせない場合には相応の代替手段が明確化されていること。また、刈谷市情報セキュリティポリシーに反した内容が含まれていないこと。

2 本システム機器（ハードウェア）

（1）基本要件

- ア 「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準について（平成6年11月16日付法務省民二第7002号通達）」に基づき、万全なセキュリティ対策を講じること。
- イ システム機器は、提案するパッケージ（ソフトウェア）の動作保証が取れている機器やソフトウェアのうち、導入時における最新とし、半年に1回程度を目安に適宜最新化を実施すること。
- ウ システム本稼動後、保守サポートが受けられること。
- エ 次期標準住民記録システムMICJET MISALIO V10（富士通社製）と同一のクライアント端末及びプリンタで本システムが利用できること。
- オ 本システムのクライアント端末及びプリンタ等の台数は、現行システム利用台数を踏襲し、次のとおりとすること。

設置場所	クライアント端末	生体認証機	プリンタ	関連機器（A3スキャナ）
市民課	17	17	12	2
支所	4	4	4	
出張所	3	3	3	

（2）本システム機器の構成

- ア ソフトウェア（ライセンス等）

- （ア）サーバに必要なOSのライセンスを必要数備えること。
- （イ）サーバに必要なデータベースソフト等のライセンスを必要数備えること。
- （ウ）OSは、稼動後5年以上の保守サポートが受けられる製品とすること。

- イ クライアント端末

刈谷市にて準備する次のクライアント端末で本システムを利用できるよ

うにすること。不足要件等がある場合は、質問票を通じて、別途協議調整を行う。

- (ア) O S は W i n d o w s 1 1 P r o 。
- (イ) C o r e i 5 以上の C P U を搭載。
- (ウ) メモリは 1 6 G B 以上搭載。
- (エ) ハードディスクは 2 5 6 G B 以上の S S D ディスクを搭載。
- (オ) 内蔵 D V D - R O M 装置を搭載。
- (カ) 日本語対応キーボード及び U S B 接続のマウスを提供。
- (キ) 初期状態へ復元できるリカバリメディアを所持。
- (ク) ディスプレイはノート P C 1 5 インチ、デスクトップ P C 2 0 インチ程度のカラー液晶ディスプレイを装備。
- (ケ) 次期標準住民記録システムがセットアップされた端末にセットアップを実施すること。
- (コ) 稼働後 5 年間ハードウェア保守を有する見込みであり、故障等端末の再セットアップが必要となった際は、本システムの動作に必要な環境設定を実施すること。

ウ プリンタ

刈谷市にて準備する次のプリンタで本システムを利用できるようにすること。不足要件等がある場合は、質問票を通じて、別途協議調整を行う。X L - 9 4 6 0 (富士通製)、R I C O H P 6 5 1 0 (リコー製)もしくは、同等製品 (ア) 次期標準住民記録システムと同一プリンタ上で本システムから出力できること。標準準拠版住民記録システムは、現行事業者のパッケージを想定している。

エ 関連機器

- (ア) 戸籍情報システムで必要なイメージデータの取込み用及び法務省戸籍情報連携システムへの届書イメージ送信用として、A 3 用紙の取込みが可能なスキャナを調達し、設置すること。このスキャナは解像度 3 0 0 d p i 以上、カラーでのスキャン機能を備えていること。
- (イ) システムの構築に必要となるハブ等のネットワーク機器及び新設す

るハブからの接続に必要な L A N ケーブルを必要数備えること。なお、それ以外の L A N 配線は刈谷市既設のものを使用すること。

3 クラウド環境について

- (1) クラウドサービスを利用したシステム構成であること。
- (2) 法務省が推奨している「戸籍情報システムのクラウド化（平成 30 年 1 月 18 日付け法務省民一第 19 号民事事務局民事第一課長回答等）」を適用したシステムであること。
- (3) クラウド環境や提供サービスは、午前 8 時から午後 9 時まで利用可能であること。
- (4) デジタル庁の定めるガバメントクラウドを利用した仕組みや、他自治体にて性能面、経済合理性の比較を行いガバメントクラウド以外のクラウド環境へ移行する場合の疎明により、ガバメントクラウドに準ずる仕組みとして認められたクラウド環境であること。
- (5) 提供するサービスは、クラウド事業者の情報セキュリティ管理状況に関する第三者による評価（I S M S 認証取得証明書、I S M A P クラウドサービスリスト、S O C 報告書等の外部監査報告書等）が行われていること。
- (6) ネットワークは、庁内のネットワーク（担当課内に設置する H U B と端末等間のネットワーク配線は提案者負担）及び本庁舎と出先機関のネットワークに関しては既存環境を利用することとする。本庁舎とデータセンター間の回線は、ガバメントクラウドを利用する場合は、刈谷市既存の L G C S を利用することとし、ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する場合は、閉域接続回線も調達範囲に含めることとする。
 - ア 他システムからのアクセスを防止し、本システム専用ネットワーク環境を構築すること。
 - イ 刈谷市とデータセンターは、I P – V P N 等のセキュアな閉域網を利用して接続すること。

4 他システムとのデータ連携

(1) 法務省戸籍情報連携システム

ア 刈谷市で管理している戸籍データ等を、法務省の管理する戸籍情報連携システムへ送信するために、本システムから事務内連携サーバへ自動的に正確に送信できる機能を有すること。

イ 戸籍サーバから事務内連携サーバへのデータ転送は、ネットワーク連携方式で構築すること。また、その場合、ネットワーク連携をする際に必要な装置や機器等も考慮すること。

(2) 関連システムとの連携

ア 別途調達するコンビニ交付システムへの連携を構築し戸籍証明書及び戸籍附票を発行できること。

イ 「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた機能別連携仕様に基づき連携機能を実現すること。住民記録システムから戸籍附票システムへの連携項目は支援措置対象者情報（001o009）支援措置申出情報当初受付（001o010）支援措置申出書情報転送受付（001o016）電子証明情報（001o017）とすること。戸籍附票システムから住民記録システムへの連携項目は支援措置対象者情報（004o008）支援処置申出書情報当初受付（004o009）とすること。

(3) 住民基本台帳ネットワーク

ア 住民基本台帳ネットワークCSと連携し、附票記載が発生した際のデータ送信を可能とすること。

イ 住民基本台帳ネットワークから送信される住民基本台帳法第19条1項通知データ他、各種通知データを取り込み、附票に反映できること。

ウ 住民基本台帳ネットワークから住民票コードを取得し、附票へ反映できること。

5 導入作業

システムを構成するサーバ・端末及びプリンタ等の機器については、稼働前に機器設置、システム設定及びネットワーク疎通テストを含めた動作確認テストを

行うこと。また、本システムに必要な機器の搬入・設置においては、搬入経路、設置場所等を考慮し、刈谷市と協議の上実施すること。

6 新システム構築時の導入支援

（1）認容書類

法務局への提出書類等（認容書類）について助言等の支援を行うこと。

（2）操作研修

ア 新システム稼働前に、刈谷市職員に対して十分な操作研修を実施すること。研修スケジュールは、業務繁忙期を避け柔軟に対応すること。

イ 操作研修は、システム・窓口運用・関連法令等に精通している提案者の社員（例えば、戸籍専用インストラクター）が実施すること。

ウ 操作研修に用いる機材は、別途操作研修用の機材を提案者にて準備し、実施すること。

（3）操作マニュアル

ア システム管理者向け操作マニュアルを提出すること。

イ システム操作者向け操作マニュアルを提出すること。

第3章 運用サポート

1 新システム稼働後の運用支援

（1）ヘルプデスク（コールセンター）による運用サポート

ア サポート業者は、提案者と同一であること。

イ 刈谷市からの問合せや機器及びソフトウェアのサポートについて、刈谷市に対してシステムの一元的な運用サポートができるように、体制が整えられていること。

ウ ヘルプデスクの対応時間は、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く平日午前8時30分から午後5時30分まで対応できること。

エ ヘルプデスクは、システム運用における刈谷市からの問合せ窓口として機能し、戸籍事務に関する問合せのほか、障害が発生した場合、ハード障害・ソフト障害の区別なく全てに対応できること。

オ 刈谷市が調達したハードウェアで障害が発生した場合も、刈谷市が実施する一次原因切り分けに協力すること。

（2）機器（ハードウェア）の運用サポート

ア 提案者が調達したハードウェアに対し、稼動後5年間安定した保守サービスを提供すること。

イ 障害発生時の対応について、迅速な対応が可能な体制を構築し、開庁日の運用に支障をきたさぬよう監視及び対応をすること。

ウ 障害が発生した場合、S E・保守サービス員等がシステムを確認し、障害発生原因の調査、特定及び対応を実施すること。

エ 障害箇所の修理及び部品交換、動作確認を実施すること。

オ ハードウェア保守を実施する際は、刈谷市職員の承諾を得て行うこと。

カ ハードウェア保守作業実施後、作業報告書を提出すること。

キ 刈谷市で発生した障害内容を管理すること。

ク 障害時の原因の切り分けは、主導的に実施し関係者と調整を行うこと。

ケ クラウド基盤は24時間365日監視し、開庁日の運用に支障をきたさぬよう対応を行うこと。また、サービスの停止を伴う事象が発生した場合には刈谷市に対してアラートを発出した上で即時復旧対応を行うこと。

（3）ソフトウェアの運用サポート

ア 障害発生時の対応について、迅速な対応が可能な体制を構築し、開庁日の運用に支障をきたさぬよう監視及び対応をすること。

イ 障害が発生した場合、S E・保守サービス員等がシステムを確認し、障害発生原因の調査、特定及び対応を実施すること。

ウ ソフトウェア保守を実施する際は、刈谷市職員の承諾を得て行うこと。

エ ソフトウェア保守作業実施後、作業報告書を提出すること。

オ 刈谷市で発生した障害内容を管理すること。

カ 障害時の原因の切り分けは、主導的に実施し関係者と調整を行うこと。

キ 障害発生時には、開庁日の運用に支障をきたさぬよう、最善を尽くし対応を行うこと。

2 システムの機能強化対応（バージョンアップ）

- (1) システムの機能強化は原則年1回実施し、追加費用なく対応すること。
- (2) システムの機能強化を実施した場合は、刈谷市職員に対して操作マニュアルを提出すること。

3 システムの法改正対応

- (1) システムの法改正対応は、システム標準仕様書の改訂及び法務省通達等を含む軽微な制度改正についても、戸籍業務に支障をきたす場合は、原則追加費用なく対応すること。ただし、法制度の新設や抜本的な改正に伴い、通常のバージョンアップでは更新が実施できない規模の大幅な変更であると合理的に判断されるシステム改修が必要となる法改正等の対応についてはこの限りでない。なお、法改正対応についての疑義が生じた場合には、刈谷市と提案者が別途協議の上で決定するものとする。
- (2) システムの法改正対応を実施した場合は、刈谷市職員に対して操作マニュアルを提出すること。

4 その他

原則年1回以上、システムで使用する全国住所辞書のデータを更新すること。

第4章 データ移行作業

1 移行対象データの範囲

移行対象データは次の範囲とし、稼働日前日までのデータを反映させること。

- (1) 現在戸籍・附票データ
- (2) 戸籍電算化以降の除籍データ
- (3) 除籍・改製原戸籍データ（イメージデータ及び見出しデータ）
- (4) 平成改製原戸籍データ（イメージデータ及び見出しデータ）
- (5) 個人状態データ
- (6) 現行システム稼働以降の受付データ
- (7) 事件表

- (8) 在外選挙人データ
- (9) 戸籍事務内連携データ

2 データ移行作業

- (1) 現行システムから新システムへのデータ移行を正確に行うこと。
- (2) データ移行に際しデータ変換が必要となる場合は、現行システムからのデータの抽出作業は現行システム導入業者にて中間ファイルに出力を行うものとし、提案者は出力された中間ファイルよりデータを新システムへ取り込むものとする。また、移行データの凍結日及び提供日については、刈谷市、提案者及び現行システム導入業者間でスケジュール調整するが、提案者が主導的に行うこと。
- (3) 中間ファイルの仕様は、「法務省民二7002号民事通達」、「戸籍情報システム標準仕様書」に基づくファイル仕様を原則とするが、現行システム導入事業者と仕様調整、合意を経て決定するものとする。
- (4) 現在戸籍・附票（電算化後除籍含む。）を移行又は変換する作業において、提案者と刈谷市で事前にデータ移行の方針を決定の上、方針に沿ったデータ移行を行い、データ移行結果の報告を行うこと。
- (5) 除籍・改製原戸籍及び平成改製原戸籍のイメージデータを移行又は変換する作業において、提案者と刈谷市で事前にデータ移行の方針を決定の上、方針に沿ったデータ移行を行い、データ移行結果の報告を行うこと。
- (6) 提案者は、作業開始から稼動までの間に、新システムにおける戸籍異動滞留分の並行入力処理が必要となる場合、届書入力から読み合わせ・照合まで対応するものとする。
- (7) 現行システムで使用している文字（文字のデザイン及び文字コード）から変更がある場合、提案者にて文字の同定作業を実施しリストを提出すること。
- (8) 新システムへのデータ移行に際し、文字の字体等の疑義が生じた場合は、速やかに刈谷市に確認の上、刈谷市の要求に応じて文字を作成すること。
- (9) データ移行作業の過程で疑義が発生した場合は、書面により刈谷市に提出すること。

3 戸籍データ等の保管

- (1) 提案者は、刈谷市より借用したデータに関し、漏洩や紛失、盗難等がないように厳重に管理できる場所に保管すること。
- (2) 提案者の保管庫については、耐火構造であり、施錠が可能であること。
- (3) 保管庫の管理では、管理責任者を配置し、その者が施錠等一切の管理を行うこと。

4 戸籍データ等の授受及び搬送

- (1) 提案者は、戸籍データ等を搬送する場合、施錠できるケースに収納し事故防止措置を講じた上で搬送すること。
- (2) 提案者は、戸籍データ等の授受に従事する者を指定し、当該戸籍データ等の授受に際しては、書面をもって刈谷市の承認を得た上で実施すること。

5 作業の進捗報告

- (1) 提案者は、刈谷市の求めに応じて、作業の進捗状況をWBSや課題管理表等の書面で報告すること。
- (2) 提案者は、刈谷市の求めに応じて、戸籍データの移行作業場所の視察に応じること。

6 納期の厳守

納期に遅延が生じないよう、厳正な工程管理・進捗管理を行い、刈谷市が指定する作業期間内に実施すること。

7 戸籍データ等の廃棄

- (1) 提案者は、本業務を終了したとき、使用済みとなった個人情報等を判読不能かつ再生又は再利用ができない状態にすること。
- (2) 提案者は、本業務を終了したとき、戸籍データ等の廃棄証明書を提出すること。
- (3) 刈谷市が請求したとき、提案者は戸籍データ等を廃棄する際の立会いに応

じること。

第5章 その他

1 留意事項

- (1) 本仕様書に定める事項に対して、全て誠実に遵守し、必ず期日までに対応すること。
- (2) 必要に応じて、刈谷市が仕様書に定める事項の対応確認を実施する場合は、確認及び協力すること。
- (3) 本業務の履行に際して、個人情報の取扱いに万全の対策を講じ、各種法令（これに準ずる文書等を含む。）及び刈谷市の規定を遵守し、業務上知り得た技術情報等を第三者に開示する等業務目的以外に使用しないこと。
- (4) 提案者は、本業務に係る個人情報を刈谷市の許可なく複写し、又は複製してはならない。刈谷市の許可を受けて複写したときは、本業務の終了後、刈谷市の指示を受けた後、直ちに複写した個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。
- (5) 本委託契約に基づき業務の再委託に関する取扱いについては、次に定めるものとする。
- ア 提案者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- イ 提案者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に、刈谷市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し承認を受けなければならない。
- ウ 提案者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先に対し、本仕様書に定める提案者の義務と同等の義務を負わせるとともに、刈谷市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- (6) 提案者は、事故が生じたときは、直ちに刈谷市に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を刈谷市に報告し、刈谷市の指示に従いその解決に努めなければならない。

- (7) 提案者は、業務の履行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び明記していない事項は刈谷市と事前に協議するものとする。
- (8) 本仕様書にない事項は、刈谷市と別途協議の上、速やかに対処すること。